

杵築市立図書館 飲食・くつろぎエリア出店者募集要項

1. 募集の目的

杵築市立図書館では、来館者が読書や学習の合間に気軽にリラックスして飲食等を楽しむ空間として、飲食・くつろぎエリアを設置している。そこで施設の有効利用を図るため、来館者にパン等の販売を行う出店者を募集する。

2. 場所及び施設の概要

- (1) 対象施設：杵築市立図書館
- (2) 所在地：杵築市大字南杵築268番地1
- (3) 開館時間：(平日) 午前10時～午後6時 (土日) 午前9時～午後5時
- (4) 休館日：毎週火曜日、5月・11月以外の祝日、年末年始(12/28～1/3) 蔵書点検日

※開館時間及び休館日については、変更となることがある。

3. 飲食・くつろぎエリアの運営に関する事項

- (1) 飲食・くつろぎエリアの概要
 - ① 場所：杵築市立図書館 1階 飲食・くつろぎエリア
 - ② 面積：約43㎡
 - ③ 使用用途：来館者向けの飲食・物販スペース
 - ④ 開設期間：令和7年4月23日以降随時
- (2) 運営に関する基本的事項
 - ・図書館利用の合間に休憩できるコミュニティの場の提供
 - ・誰もが気軽に利用できるやさしい応対
 - ・市及び図書館に対する協力体制（非常・災害時・イベント時等）
 - ・食品衛生法及び関連法令等の遵守
- (3) 営業内容に関する事項
 - ① 営業・取扱品目
 - ア. 製造加工食品

パン・焼菓子等の製造加工食品。食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等で製造・加工された食品で、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているもの。持ち帰り用としての販売可。

また、当施設での調理加工が必要な食品及び飲物の提供は、原則認めない。
 - イ. 観光物産品等

製造加工品とともに販売を行う場合は可能とし、観光物産品のみでの販売は不可とする。

② 営業にあたっての申請

取扱食品のうち、食品衛生関係法令により保健所の許可を必要とする場合は、出店者の責任において保健所の許可を受けなければならない。

(4) 営業希望日の決定方法

① 出店希望者は「出店申込書（様式第1号）」に必要な事項を記載のうえ、杵築市立図書館に提出すること。

② ①の申請後、適当であると認めた者については「出店許可証（様式第2号）」を交付する。許可を得た者が複数いた場合は、後日、出店希望日に関する調整会議を行い、出店予定日及び出店期間を決定するとともに出店許可をする。

③ 営業日・営業時間

営業日・営業時間は、図書館開館日の午前10時から午後4時までの営業とすること。

(5) 運営に関する留意点等

① 売店責任者

出店者は、当該従業員の中から食品衛生責任者養成講習を受講した者を売店責任者として営業期間中常駐させること。

② 出店予定日

出店予定日には必ず出店すること。ただし、台風、風水害、地震等の天変地異等やむをえない事由がある場合はこの限りではない。

③ 苦情処理等

販売に関するトラブルが発生した場合は、出店者が対応した上で、重要なものについては速やかに市に報告すること。

④ 備品

テーブル、椅子は飲食・くつろぎエリア内の物を使用すること。それ以外に必要な備品等は、出店者の責任により持ち込みとする。この場合において、持込備品等の修繕は出品者が行うものとする。

⑤ 張り紙・看板等

張り紙、看板等の設置にあたっては、あらかじめ市の承認を得ることとする。

(6) 衛生管理に関する事項

① 衛生管理

出店者は、食品衛生法及び関係法令等を遵守した上で、衛生管理に十分注意を払い、飲食・くつろぎエリアでの営業において発生した問題については、すべて事業者の責任と負担において対処すること。

② 清掃、廃棄物の処理

売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、その日に発生したゴミは各自で持ち帰り処分すること。

(7) 使用許可の取り消し

市は、出店者の使用許可期間に関わらず、公用または公共用に供するため必要を生じたとき、または許可条件に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(8) 原状回復

使用期間満了、または使用許可が取り消された時は、出店者の負担で、市が指定する期日までに使用物件を現状に回復させること。

4. 応募者の資格要件

応募する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 原則として杵築市内で営業されている法人または個人事業者
- (2) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (3) 法令等に違反して、過去3年間処分を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77条）第2条に規定する暴力団・暴力団員で構成されていないこと。
- (5) 風俗営業等の規定及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (6) 応募の日において、破産手続き、再生手続き又は再生手続きが開始されていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 食品を取り扱う場合は、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。

5. 経費負担

(1) 使用料

無料。

(2) その他の必要経費

売店の運営に要する経費は、出店者の負担とする。

6. 応募手続

(1) 参加申請

出店を希望する事業者は、下記の期日までに「出店申込書（様式第1号）」を杵築市立図書館まで提出すること。

① 申請受付期間

令和7年4月7日（月）～

② 提出場所

杵築市立図書館 〒873-0002 杵築市大字南杵築268番地1

③ 提出方法

持参または郵送によること。なお、使用予定日の2週間前までに提出すること。

(2) 応募書類

次の書類を各 1 部提出すること。

提出書類（各 1 部）	法人	個人	備考
①出店申込書	○	○	様式第 1 号
②食品製造許可申請書の写し	○	○	保健所の収受印が押されたもの
③食品衛生責任者講習会終了証書の写し	○	○	
④誓約書	○	○	様式第 3 号

7. 応募についての留意事項

(1) 応募書類等の取扱い

- ・提出された書類は、原則、返却しない。
- ・提出された応募書類等に虚偽の記載があった場合は無効とする。
- ・提出後の書類の差し替え、追加及び削除は、市が求める場合を除き、原則、認めない。

8. その他

その他この要項に定めのない事項、又は疑義がある事項については、別途協議のうえ対応を決定することとする。

9. 提出・問い合わせ先

杵築市立図書館

〒 8 7 3 - 0 0 0 2 杵築市大字南杵築 2 6 8 番地 1

TEL : 0 9 7 8 - 6 2 - 4 3 6 2